

会 議 録 (要 旨)

会 議 名	武蔵村山市子ども・子育て会議委員の委嘱 及び平成27年度第1回武蔵村山市子ども・子育て会議
開 催 日 時	平成27年10月16日(金) 午前10時から正午まで
開 催 場 所	さくらホール(武蔵村山市民会館) 集会室
出 席 者 及 び 欠 席 者	出席者：佐々委員(会長)、布田委員(副会長)、志茂委員、吉野委員、大友委員、藤沢委員、川崎委員、伊藤委員、齊藤委員、齋藤委員、安彦委員 欠席者：前川委員 事務局：子ども家庭担当部長、子ども育成課長、児童担当課長、子ども育成課計画グループ主査、子ども育成課計画グループ嘱託員
議 題	(1) 会長及び副会長の選出について (2) 子ども・子育て会議の公開に関する運営要領について (3) 平成26年度における次世代育成支援行動計画(後期計画)の進捗状況について (4) 子ども・子育て支援事業計画の概要について
結 論 (決定した方針、残された問題点、保留事項等を記載する。)	議題1について 会長に佐々委員、副会長に布田委員が選出された。 議題2について 事務局から説明。 議題3について 事務局から説明。 議題4について 事務局から説明。
審 議 経 過 (主な意見等を原則として発言順に記載し、同一内容は一つにまとめる。)	1 開会 2 委嘱状の交付 3 委員の紹介 4 議題 (1) 会長及び副会長の選出について ○ 事務局より、会長及び副会長は武蔵村山市子ども・子育て会議条例第5条第1項の規定により委員の互選により選任することを説明。 ○ 会長に佐々委員、副会長に布田委員が選出された。 ○ 会長あいさつ (会長) 今回も会長を引き受けさせていただきます。新たな方々も加わりまして、前回まとめさせていただいた計画について、そしてこれから先検討すべき事項について、この会議でしっかりと皆様方の意見を集約しながら進めさせていただきたいと思えます。よろしく願いいたします。 【質疑応答】 特になし (2) 子ども・子育て会議の公開に関する運営要領について ○ 事務局より、武蔵村山市子ども・子育て会議の公開に関する運営要領について、今までの運営要領を市の組織改正に合わせ

て一部変更していることを説明。

また、この運営要領は会議の公開に関して、非公開情報の承認方法、傍聴の許可の手続きについて定めていることを説明。

【質疑応答】

(副会長) 資料3の名称が違うのではないかと。「会議の」が重なっている。

(事務局) 御指摘のとおりであり、訂正をお願いします。

(委員) 会議の結果であるとか、写真については、市民は誰でも見られるようになっているのか。傍聴はだれでもできるのか。

(事務局) 会議録については市のホームページに掲載している。ただ、会議録の発言者の標記については、会長、副会長、委員として記載しているので、会長と副会長については誰が発言したかわかるが、委員については、だれが発言したかわからないようになっている。写真に関しては、これまで掲載の実績はない。会議の傍聴については、できるようになっている。

(会長) 子ども・子育て会議は会議の傍聴ができるようになっている。知り合いで興味のあるかたがいれば、傍聴できるので案内していただきたい。

(3) 平成26年度における次世代育成支援行動計画（後期計画）の進捗状況について

○事務局より、平成26年度における次世代育成支援行動計画（後期計画）の進捗状況のうち主に実施できなかった事業について説明。

【質疑応答】

(委員) 保育園の夜間保育事業について、ニーズが少ないから事業をしないというのは違うと思う。夜しか働けない人もいないではないか。

また、一時預かり事業について、実績が伸び悩んでいるのは手続きが大変だからではないか。手続きの簡略化はできないのか。

(事務局) 夜間保育事業については、ニーズが認められなかったため子ども・子育て支援事業計画では事業を掲げていない旨を説明したところであるが、必要があれば実施していきたい。簡略化については、今の意見を踏まえて事業所と話をしていきたい。

(会長) 一時預かり事業については、通常の一時預かり事業に加えて、病後児保育事業やショートステイ事業など種類があり、緊急対応の事業もある。そのあたりが一般の方には分かりづらいところと思われる。また、事業の種類によっては、事前登録が必要なものもあり、今日すぐに利用できない制度もある。これは、制度上の問題もあり全国的な課題でもあるが、保護者側の意見も踏まえて、先ほど事務局でも回答があったが、考えていってもらいたい。

(会長) 46の「母子保健連絡協議会の設置」は44「健康づくり協議会の設置」と統合したとの説明であるが、高齢者も含めた成人全体の健康づくりの中に母子保健の内容を入れるのは無理があると思うが。

(事務局) 44「健康づくり協議会」は成人が主眼になっており、46「母子保健連絡協議会」は母子が主眼となっているところである。しかしながら、同一の会議で対応できると主管課の

考えが改まったものである。

(会長) 統合してしっかりと対応できるのかということに疑問がある。それぞれ設置するよう所管課に伝えてもらいたい。

(事務局) 所管課にはしっかりと伝えていく。

(会長) 次世代育成支援行動計画の進捗状況を捉えて、今後の事業を進めていってもらいたい。国としても一億総活躍社会の実現を進めているとのことなので、社会情勢についても考慮していってもらいたい。

(4) 子ども・子育て支援事業計画の概要について

○事務局より、子ども・子育て支援事業計画について、計画の背景、計画の基本理念、計画の基本目標、具体的な事業について説明。

【質疑応答】

(会長) 子ども・子育て支援新制度が始まっているところであるが、保育短時間認定の子どもでも延長保育は利用できるようになっているか。

(事務局) 保育短時間認定であっても延長保育は利用できるようになっている。

(副会長) 131の事業「一体型の学童クラブ及び放課後子ども教室の設置」（子ども・子育て支援事業計画（以下「事業計画」と表記）92ページ）とあるが、設置場所はどこか。

(事務局) 西大南学童クラブと七小、学園学童クラブと九小である。

(委員) 保育園の延長保育については、短時間認定の子どもは延長保育料が余分にかかるため、使いづらいのではないか。

(会長) 継続の児童の保育必要量については、どのように対応しているのか。

(事務局) 継続児については、保育標準時間と保育短時間とのどちらも選択することができる。

(会長) 保育短時間利用の場合の延長保育の料金はいくらか。

(事務局) 公立保育園では30分150円とした。他の私立保育所でも公立保育所と同様に設定している。

(会長) ▲（事業計画100ページ）は、どういう意味か。

(事務局) ▲は不足部分である。放課後健全育成事業（事業計画100ページ）学童クラブについては、対象者が小学6年生まで拡大されたため、不足が生じることとなっているが、現実には5年生や6年生の利用は少ない。不足が生じた部分については、児童館事業で対応できると考えている。今後は、放課後子ども教室との連携を図っていくことも考えている。

(委員) 現在、学童クラブを利用できていない児童はいるか。

(事務局) 保留となっている児童は70人ほどいる。50人はランドセル来館事業で、20人は放課後子ども教室で対応している。

(委員) 子どもが小学生に入ったら仕事をするを考えている人が多いが、4月から学童クラブに通うためには、1月には仕事が決まっていないと申請できない。仕事が決まっていなくても申請できるようにならないか。

(事務局) 仕事が決まってから申請していただきたい。学童クラブに入所できなくて、仕事をする場合は、ランドセル来館事業を利用していただきたい。

(委員) 小学1年生の4月から5月は給食もなく、子どもはすぐに帰ってくるので仕事を探すのが難しい。

(委員) 両親が働く家庭が多くなっているが、病気のときに対応が

